

遺伝子組み換え作物交雑等防止基準（隔離距離）

資料 3 - 4

● 隔離距離による交雑防止措置

（注）第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針

対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離			
	国（注）	北海道	新潟県	京都府
イネ	30m	300m以上 ----- 52m以上 付帯要件： ①当該ほ場から300mの範囲において、出穂期（全穂数の40～50%が出穂した日）の差を2週間以上確保する（栽培されるイネのうち最も早く出穂するものより2週間以上早く出穂させ、又は最も遅く出穂するものより2週間以上遅く出穂させる）よう植え付けること ②出穂期の差が2種間以上とならない場合は、花粉生成又は花粉飛散を防止する措置を執ること	57m以上 隔離距離を確保した上で①又は②の措置を講ずる ①周辺の同種作物と出穂期（全穂数の40～50%が出穂した日）の差を2週間以上確保するよう作付けること ②花粉の生成又は飛散を防止する措置を執ること	60m ----- 30m 併せて行う対策： ①周辺の同種作物等と出穂期が2週間以上異なるよう作付け（隔離距離60mの範囲内） ②ほ場の周囲と上部に不織布等及び防風網による二重被覆、又は温室での不織布等による被覆を組み合わせた栽培その他の花粉飛散防止
ダイズ	10m	20m以上	20m以上	20m ----- 10m 併せて行う対策： ①周辺の同種作物等と開花期が2週間以上異なるよう作付け（隔離距離20mの範囲内） ②ほ場の周囲と上方に防虫網（0.4mm目合い）による被覆、又は温室での防虫網による被覆を組み合わせた栽培その他訪花昆虫等の侵入防止
トウモロコシ	600mまたは防風林がある場合は300m	1200m以上	1200m以上	1200m ----- 600m 併せて行う対策： ほ場の周囲と上部に不織布等及び防風網による二重被覆、又は温室での不織布等による被覆を組み合わせた栽培その他の花粉飛散防止
西洋ナタネ	600mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400m	1200m以上 付帯要件： 防虫網の設置その他の訪花昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執ること		1200m 距離に上乘せして行う対策： ほ場の周囲と上方に防虫網（0.4mm目合い）による被覆、又は温室での防虫網による被覆を組み合わせた栽培その他の訪花昆虫等の侵入防止
テンサイ		2000m以上		
その他の作物			1200m以上 （隔離距離を定めるまでの暫定措置）	